

# 告示

## 埼玉県告示第八百二二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十四項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成二十七年七月七日

埼玉県知事 上田清司

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

埼玉県吉川市旭七番地一

株式会社丸和運輸機関 代表取締役 和佐見 勝

ロ 敷地の位置

埼玉県吉川市旭六番地三

ハ 建築物の用途

倉庫業を営む倉庫及び物品販売業を営む店舗

二 意見の聴取の期日

平成二十七年七月十六日（木）

午後三時から

三 意見の聴取の場所

埼玉県吉川市旭六番地四

吉川市旭地区センター 二〇三研修室